

2025年3月3日(月)

事業保険新商品の取り扱い開始について

- 法人のお客さまの多様化するニーズに的確にお応えするため、事業活動のリスクに備えるための新たな事業保険の取り扱いを開始します。

株式会社トマト銀行(取締役社長 高木 晶悟)は、2025年3月3日(月)より、新たな事業保険1商品の取り扱いを開始しますので、お知らせいたします。

当該商品は、経営者や従業員の病気やケガによる働けなくなったときの収入減少に月額給付で備える保険です。

当社は、今後も法人のお客さまの幅広いニーズにお応えいたします。

記

1 取扱開始商品

商品名	商品分類	生命保険会社
就業不能保障保険 (就業不能保障保険(IV型)) (無解約返戻金型就業不能保障保険(IV型))	就業不能保険	エヌエヌ生命保険株式会社

2 取扱開始日

2025年3月3日(月)

以上

本件に関するお問い合わせ先	営業統括部	内田	TEL 086-221-1091
報道関係のお問い合わせ先	経営企画部(広報担当)	俣野	TEL 086-221-1033

【ご注意事項】

当社は生命保険の募集代理店です。生命保険の引き受けは行っておりません(生命保険の引き受けは、引受保険会社が行っております)。

当社は契約締結の媒介を行います。そのため、お客さまのお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに契約は成立します。

預金保険の対象ではありませんが、生命保険会社が加入する生命保険契約者保護機構の保護対象です。万一、引受保険会社が破たんした場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置が図られますが、ご契約の際にお約束した給付金額・年金額等が削減されることがあります。

保険業法上の規制により、お客さまのお勤め先や融資のお申込状況によっては、当社では生命保険をお申し込みいただけない場合があります。

生命保険をお申し込みいただくかどうか、当社でのお取引(預金・融資等)に影響するものではありません。

商品によっては、被保険者に健康状態等について告知をしていただく必要があります。また、被保険者の健康状態等によりご契約いただけない場合があります。

ご検討あたっては、商品の詳細・諸費用について、各商品の「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。

生命保険のお申し込みの際は必ず、販売資格をもつ生命保険募集人にご相談ください。くわしくは、取扱窓口までお問い合わせください。

【商号等】

株式会社 トマト銀行

〒700-0811 岡山市北区番町2-3-4